平成22年度　広島県立呉特別支援学校

火災が発生した場合の行動マニュアル（工事期間用）（案）

保健安全部

火災発生

③初期消火

発見者

①火災報知器

発見者は火災報知器を鳴らすとともに火災の発生を周囲に知らせ、事務室への通報を近くの職員に依頼（誰もいない時は自分で）、その後，初期消火にあたる。

②事務室に通報または通報依頼

必要ならば確認（情報収集）

本　部　設　置
（自衛消防隊長・副隊長・指導係・通報連絡係）
情　報　収　集

初期消火に失敗した場合（消火が見込めない場合）は速やかに避難すること。

消火係
消火係は消火用器具を持って初期消火にかけつける

搬出・警備係
搬出・警備係は非常持ち出し用物品の搬出と警備を行う

○サイレンによる火災発生通報（副隊長）
・サイレンは校内放送時には切る

○火災発生場所の通報と避難指示の放送（副隊長）
・「火災，火災。ただいま校内において火災が発生しました。火災発生場所は●●●●です。繰り返します。火災発生場所は●●●●です。児童生徒のみなさんは速やかにグランド北側に避難してください。児童生徒のみなさんは速やかにグランド北側に非難してください。」
＊避難場所は原則としてグランド北側とする

○消防署等への連絡（通報連絡係）
・「火災です。こちらは呉特別支援学校です。校内で火災が発生しました。発生場所は●●●●で出火原因は■■■（または不明）です。負傷者は現在のところ▲▲▲です。
本校の住所は呉市焼山北３丁目２２－１
電話番号は 0823-33 - 0300 です。」
（収容人員・児童生徒数等を聞かれた場合は答える）

○工事区域（事務所）への連絡（通報連絡係）
・「校内の●●●で火災が発生しました。速やかに▲▲▲に避難してください」

避難誘導係
＊指示放送が聞き取れない場所にいた場合は，児童生徒の安全を確保した上で確認に行く（近隣の教室または本部）。
①当日の出席児童生徒の確認
②避難についての留意事項の指導
なるべく一ヶ所に集めて「落ち着いて。あわてない。しゃべらない。押さない。先生の指示に従う」等，的確な指示を与える。
③安全な経路を選択し，指示された避難場所に集合
火元から遠ざかるよう経路・出口を選択する。
④負傷者は救護場所へ搬送

救護係
救護係は救護場所の設置、負傷者の手当て及び消防署（救急車）との対応を行う。

児童生徒の人員の確認
学年主任は避難後速やかに，当日の出席児童生徒数・避難完了した児童生徒数・負傷者数及び容態を本部（副隊長）に報告する。

○到着した消防隊員との連絡・連携

消火

教育委員会等への報告

本部より，この後の対応についての指示
避難後の対応（通常活動の再開，保護者への引渡し，その他）・保護者との連絡等について指示する。